

大会使用に関するお願い

平素より服部緑地運動施設のご利用ならびに大会使用制度の適正な運営へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「大会使用」の使用許可に当たっては、「府営公園運動施設の使用許可に関する方針（平成18年12月25日改正）」に基づき、2.ア「大会使用」の①～③に該当するかどうかを確認させていただいています（下記参照）が、このほど平成21年度大会申請において下記②に該当することを証明する後援名義承認書が偽造されていた事実が発覚いたしました。

大阪府では、このことを重く受け止め厳重な処罰を求めていくこととし、各府営公園管理事務所に対して、下記②に該当することを証明する後援名義承認書については原本確認を徹底するよう指導がなされました。

本指導を受けまして、当管理事務所と致しましては、皆さまに以下のお願いをさせていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- **下記②に該当することを証明する後援名義承認書等については、写しの提出と併せて原本の提示（以下、「提出」という）をお願いいたします。**
- **大会使用申請時点で、事情により後援名義承認書等が提出できない場合は、提出することの確約書を提出していただくとともに、後援名義の承認が下り次第、速やかに提出をお願いいたします。**
- **使用日の10日前までに提出がない場合は、大会使用が不許可もしくは許可取り消しとなる場合があります。（不許可もしくは許可取り消しとなった場合は、翌年度以降の優先予約の際に後援名義を前提とした取り扱いができなくなりますのでご注意ください。）**

なお、後援名義承認書等が提出されない場合のほか、下記方針の①～③に該当しない場合、もしくは申請内容に虚偽があったとみなされた場合においても、大会使用が不許可もしくは許可取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

2017年12月1日
服部緑地管理事務所

府営公園運動施設の使用許可に関する方針

～抜粋～

昭和57年 4月 1日施行
平成18年12月25日改正施行

2 使用許可の種類

使用形態から使用区分を次のとおりとする。

ア 「大会使用」

各種団体が実施するスポーツ競技大会に使用する場で、次のいずれかに該当するもの。大会使用日程の決定にあたっては、使用希望団体相互の協議の場を設け、その協議の結果をふまえ調整する。調整が困難な場合の優先順位は以下のとおりとする。

- ① 国または地方公共団体が主催するもの
- ② 体育振興、社会福祉等公益的な目的のため活動する団体（非営利）が国または地方公共団体の後援を得て実施するもの
- ③ 広域的規模のもの

イ 「一般使用」

ア以外のもの